

■島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金に関するQ&A

※補助金の交付申請に当たっては、下表の内容にご留意ください。

令和7年8月1日更新

	質 問	回 答
1	補助対象となる事業者を教えてください。	補助対象となる事業者は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は日本赤十字社のいずれかの法人であって、「島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）の別表の右欄に定められた社会福祉施設等（サービス事業所）を島根県内において現に運営しているものです。
2	同一法人が複数の事業所（例：介護保険法に基づくサービスと障害者総合支援法に基づくサービス）の設備や機器を更新しようとする場合、まとめて申請することができますか。	同一法人が運営する複数のサービス事業所分をまとめて申請することができます。この場合、エネルギーコスト削減計画書（総括表）（様式第2号）でサービス事業所ごとの購入金額（事業費）を明らかにしてください。なお、補助金の交付額は一法人あたり2,000千円が上限額となります。（一事業所あたりの上限額ではありません。）
3	補助金交付申請書はいつまでに提出する必要がありますか。	令和7年8月18日から8月29日までに提出してください。
4	どのような設備や機器を導入する場合に補助対象となりますか。	補助金交付要綱の別表に定められた社会福祉施設等において使用する設備や機器であって、既存の設備や機器より省エネルギー効果が高く、エネルギーコスト（電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代等）を削減することが可能なものの購入にかかる費用が補助対象となります。例えば「冷蔵庫・冷凍庫」が古く電力消費量が多いので、最新の「冷蔵庫・冷凍庫」に更新し、電気料金を削減するケースなどが該当します。冷蔵庫・冷凍庫のほか、空調設備（エアコン）、乾燥機、熱源機器、LED照明機器などについても同様です。
5	エネルギーコスト削減計画書（個票）は誰が作成するものですか。	エネルギーコスト削減計画書（個票）は、本補助金で更新する設備や機器の明細となるもので、併せて対象設備の光熱費や燃料費の年間削減額のエビデンスとなる重要な書類です。 <u>計画書の記載は、証明者（メーカー、販売店、施工業者等）に依頼してください。</u>
6	太陽光パネルは補助対象となりますか。	発電に関する設備は全て補助対象外です。

■島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金に関するQ&A

※補助金の交付申請に当たっては、下表の内容にご留意ください。

令和7年8月1日更新

	質 問	回 答
7	補助対象経費を教えてください。	補助対象となる経費は以下のとおりです。 ・ 設備や機器の購入費用 ・ 設備や機器の設置（取り付け）に必要となる工事費用 ・ 既存の設備や機器を撤去するための費用（設備や機器の導入に既存設備等を撤去する必要がある場合に限ります。既存設備等を撤去しなくても新規の設備や機器の導入が可能な場合は補助対象となりません。）
8	単価が少額のものも補助対象になりますか。	本事業は、既存の設備や機器より省エネルギー効果が高く、エネルギーコスト（電気代、ガス代、重油代、軽油代、灯油代等）を削減することが可能なものの購入にかかる費用を補助対象とするものであるため、単価10万円（税抜）未満のものは補助対象外となります。ただし、セット購入が条件のものについては、1セットの単価が10万円（税抜）以上のものは対象となります。
9	LED照明機器への更新については、1個や1カ所でも可能か。	蛍光灯等からLED照明への更新を行う際に、1個や1カ所では電気料金の削減効果が非常に低い上、単価が10万円（税抜）未満となり補助対象外となる可能性があります。事務室一式、事業所一式など、その取組自体が電気料金の削減効果が見込まれる規模を十分満たしている必要があります。
10	見積書は複数の業者から徴する必要がありますか。	補助金の適正化や経済性の観点から、補助対象経費が100万円以上となる場合は、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定することとします。なお、見積書（写し）については、補助金交付申請書に添付してください。

■島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金に関するQ&A

※補助金の交付申請に当たっては、下表の内容にご留意ください。

令和7年8月1日更新

	質 問	回 答
11	補助金の対象とならない経費（補助対象外経費）を教えてください。	補助対象外経費は、以下のとおりです。 ・交付決定通知前に発注・契約、購入、支払（前払いを含む）を実施したもの ・補助対象期間経過後に支出された経費 ※補助対象期間はQA12参照 ・補助対象経費と他の経費との明確な区分ができないもの ・証拠資料等によって支払金額が確認できない経費 ・汎用性があり目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンター、複合機等） ・消耗品（ただし、対象設備の初期作動用に必要なものを除く） ・補助対象経費の支払に要する振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料等 ・収入印紙、収入証紙 ・中古品 ・リサイクル料金 ・リース料金 ・国や県の他の補助金等の対象となっている経費 ・その他知事が不適当と判断した経費
12	補助対象期間はいつですか。	交付決定日から令和8年2月27日までとなります。なお、補助対象期間外に発注・契約、購入、支払を行ったものについては補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください。
13	補助対象期間経過後に納入（納品）された設備や機器は、補助対象となりますか。	補助対象外です。補助対象期間を経過後に納入（納品）された設備や機器は補助対象となりませんので、あらかじめ契約業者等と工期や納入（納品）時期などを事前に確認の上、申請してください。
14	補助金の交付決定通知はいつ頃にありますか。	9月中旬を目途に交付決定通知書を送付する予定です。

■島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金に関するQ&A

※補助金の交付申請に当たっては、下表の内容にご留意ください。

令和7年8月1日更新

	質 問	回 答
15	補助金に関する書類の保存期間はいつまでですか。	事業完了後、5年間保存しておく必要があります。
16	補助金が支払われる時期は、いつですか。	補助金は、原則として事業者から提出された事業実績報告書の審査終了後に、あらかじめ県に登録された金融機関の口座に「振込」によりお支払いします。
17	補助金が振り込まれる口座の登録方法を教えてください。	補助金交付申請書を提出される際に口座登録申出書（参考様式）を併せて提出してください。なお、口座登録申出書（参考様式）に代えて、口座名義と口座番号が分かるもの（通帳の写し等）を提出していただくことも可能です。
18	事業実績報告書はいつまでに提出する必要があります。	事業実績報告書は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
19	購入を予定していた設備や機器が補助対象期間内に納入することができなくなった場合は、どのような手続が必要ですか。	速やかにその旨を県に報告し、知事の指示を受けなければなりません。
20	交付申請した設備や機器の内容を変更したい場合は、どのような手続が必要ですか。	あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更であれば、知事の承認は不要です。
21	交付申請後に設備や機器の導入を中止若しくは廃止しようとする場合は、どのような手続が必要ですか。	速やかに知事の承認を受けなければなりません。
22	補助金交付申請書や事業実績報告書等はどこに提出すれば良いですか。	以下の宛先に郵送により提出してください。 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 第2分庁舎1階 島根県健康福祉部障がい福祉課内 エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金 事務局 行

■島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金に関するQ&A

※補助金の交付申請に当たっては、下表の内容にご留意ください。

令和7年8月1日更新

	質 問	回 答
23	補助金に関する問合せはどこにすれば良いですか。	補助金に関する問合せは、原則、質問票により上記の事務局宛てにファックスで行ってください（事務局FAX番号：0852-22-6687）。質問内容をファックスにより伝えることが難しい場合などは、該当する社会福祉施設等を所管する担当課（下記の連絡先）に直接お問合せください。 【問合せ先】 高齢者福祉施設：TEL0852-22-6695（高齢者福祉課） 障がい福祉施設：TEL0852-22-5327（障がい福祉課）
24	補助金交付要綱第1条には補助金は「予算の範囲内において交付する」との記載がありますが、補助金の全額が支給されないこともあるのですか。	申請が多数あり、予算額を超過した場合は、補助金の一部を減額することもあり得ます。
25	LEDの電球や蛍光灯だけの取替でも補助対象になるか。	LEDの電球や蛍光灯は消耗品に該当するため、電球や蛍光灯の取替のみは補助対象外です（問11参照）。LEDの電球や蛍光灯の取替にあわせて、配線工事等の設備工事を伴う場合は補助対象になります。
26	過去にこの補助を受けましたが、法人の別の事業所で補助が受けられますか。	1法人につき、1回しか補助は受けられませんので、別事業所であっても補助を受けることはできません。